

意見書

2022年8月1日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>P.14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸は、事業者間協議が成り立った上で、その協議において物事が決まっていくものと認識していたが、そもそも協議に至らないことも多く、また、協議に至らない理由も、合理的とは思えない理由がいくつかあるものと認識した。 ・J A I P Aによれば、N T T東日本・西日本は、団体協議には応じず、N D Aを結んだ個社とのみ協議に応じると主張しているようだが、N D Aの在り方を見直すとともに、協議における個社・団体の問題も整理が必要。 	<p>事業者間協議が円滑に進まない理由の多くはNDAに由来しており、この問題を解決しなければ先に進めない課題も多いと思われます。もちろん、必要なものがあることも認識しているので、必要に応じてNDAを締結することを否定するものではありませんが、必要最小限とするべきです。</p> <p>そもそも卸が接続料化されれば基本的にNDAは不要ではないかと思われます。</p>
<p>P.15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいネットワークが構築されるからこそ、きちんと透明な公平なルールを作っておかないと後々問題が起こるので、きちんと協議が成り立つような状況が必要。 ・接続料相当額を開示することには、企業秘密の観点から懸念があることは理解するものの、接続料自体は公開されているものでもあり、どの程度まで開示できるかは検討すべき。 ・同じ卸先事業者といっても、I S PやC A T Vといった通信系事業者と、非通信系事業者は性格が異なるため、分けて議論すべき。 	<p>構成員からの意見に賛同します。接続料と同等の部分については、費用を公開することで透明性を高め、卸先事業者の理解を得ることも可能になると考えます。また、NTT 東西殿による手厚いサポートが提供される非通信系事業者と、そこまでのサポートは必要としない通信系事業者の区別により、通信系事業者にかかるコストを抑えることで卸料金の引き下げが実現されることを要望します。</p>
<p>P.19</p>	

<p>「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 -----中略-----</p> <p>N T T東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分（令和2年度の卸料金と接続料相当額との差額は、卸料金に対してN T T東日本は概ね4割程度、N T T西日本は概ね3割程度）を比較した結果が示されるとともに、卸提供のための基盤システム開発、卸先事業者からの要望への対応等を踏まえると、N T T東日本・西日本はそれぞれ当該差分について妥当であるとの自己評価が報告された。</p>	<p>趣旨に賛同します。ただし、卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には競争状況、市場価格などを考慮して決定されていることは、「3. 主な意見」において構成員からの指摘が紹介されているとおり、卸料金の妥当性の評価を難しくしていると考えられます。そもそも本件の問題は、接続による代替性が不十分なことが発端ですので、ガイドラインに基づく検証とあわせて、接続による利用を可能にしていくことが必要と考えます。</p>
<p>P.23</p> <p>他方、令和4年度の加入光ファイバに係る接続料は、令和3年度と比較して、例えば主端末回線部分についてN T T東日本は180円、N T T西日本においては107円引下げが行われるなど引き続き減少傾向であるため、卸料金について今後も継続的に引下げが行われない場合には、基本的には卸料金と接続料相当額の乖離は大きくなっていくものと考えられる。</p> <p>引き続き、N T T東日本・西日本において本検証を実施し、その検証結果を総務省に報告するとともに、本研究会においても、第1章で述べた制度整備の効果・影響も含め、その検証結果を確認し、必要に応</p>	<p>趣旨に賛同します。卸料金は接続料に比較し数パーセントの下げ幅にとどまっており、その引き下げ開始もこの研究会で指摘されてからになります。今後本研究会にて卸料金の妥当性が適切に検証されるよう要望します。また監督官庁の指摘が無ければ見直しが行われなかったことを鑑みれば、接続料の引き下げに関する一定の規律も必要な時期が来ているのではないかと考えます。</p>

<p>じて追加的な対応を検討していくことが 適当である。</p>	
<p>P.47</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の競争事業者から顧客を引き剥がすための広告だとしたら、それに係る費用を範囲外にするというのは適当ではない。 ・技術やネットワークの変化に伴って、何をスタックテストの対象から除外するか、あるいは何を新たに含めるべきかの議論をすべき。固定電話でも、携帯電話との競合関係・代替関係が強化されたり、LINE通話等が多く使われるようになると、市場環境が変わっていくと考えられるため、基本的な考え方を整理し、対象に何を代入して何をやめるべきかの判断基準について議論を深めることが必要 	<p>特に NTT 関連ブランドのみを広告する広告費に関しては中身を精査し、競合他社に不利な内容(不作為であったとしても)があるものについては営業費の範囲内とするべきと考えます。</p>
<p>p.72~77</p> <p>2. GWRの利用中止費の算定方法について</p> <p>本研究会におけるこれらの考え方に沿う形で、省令改正も行われ、関門系ルータ交換機能は基本的な接続機能として定められた一方、当該機能のうち、IPoE方式での接続に用いられるものについては、経過的な特例措置として、当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された。ただし、「当分の間」がいつまでなのか、具体的な整理は現在まで行われていない。</p> <p>他方、PPPoE方式で用いられる関門</p>	<p>経過措置の解消が2025年までかかるとすると、せっかく省令改正で規定された本来の競争の姿に是正されるまで、およそ7年がかかることとなります。競争や変化の激しい市場において7年は非常に長い期間であるため、少なくとも制度改正後に導入された装置については、直ちに経過措置の適用を認めない扱いとすべきであり、少なくとも令和7年以降は先延ばしをせず基本に戻すべきと考えます。その際、特段の事情にはIPoEのPOIの設置場所の追加工事などは含めるべきではないと考えます。</p> <p>既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則と異なる扱いを続けることは、制度の趣旨を骨抜きにするだけでなく、結果として、既存事業者の意見のみを反映し新規参入希望者の意見が排除されることとなります。このようなことが起こる</p>

<p>系ルータ（網終端装置）については、NGNのインターネットトラヒックが年々増加する中で、網終端装置の十分な能力を確保することが課題となっているところ、PPPoE方式では必ずしも接続事業者のみの判断では網終端装置の増設ができない仕組みとなっており、接続事業者からPPPoE方式の関門系ルータ（網終端装置）の混雑について累次にわたり課題が指摘されてきたところである。</p> <p>P.77</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者が新しい接続メニューを要求した際には、新しく接続を希望した事業者が接続料を払うということで、網改造料として整理されてきた。他方、多くの事業者が同じものを使った接続を要望する状況であれば、それはネットワークが本来具備すべき基本的な機能と捉えられ、網使用料として整理し、接続事業者間で広く負担すべきものとしてきた。そのような考え方に基づいて、本件についてもどのような段階で網使用料に移行できるか、議論していくべき。 	<p>こと自体、研究会の議論などのプロセスを軽視し、公正競争や制度面での大きな問題になるものです。</p> <p>2021年～2022年に行われたGWRの更改では、接続事業者は1ポート当たり数百万円に上る利用中止費を負担したとみられます（2021年度、2022年度接続料改定の際の総務省説明資料それぞれ p17, p19）。利用中止費もポート数による按分だとすれば、途中で参入した事業者は利用期間が短いのに割高な利用中止費を支払うことになり、不公平と考えます（短期間での更改が予想される場合、参入を差し控えるハードルにもなると思います）。GWRのように複数の事業者が同一の機能を共用することが前提の装置は、接続料として利用期間に応じて負担する原則を徹底すべきです。</p> <p>また、どのIPoE事業者も利用している機能はほぼ同一であると思われるため網改造料にはなじまないものであり、この点からも早急に網使用料として接続料とするべきと考えます。</p>
<p>P.75</p> <p>利用中止費の個別負担を取りやめる場合、当該利用中止費相当額の接続料原価への算入により、月額料金が上昇し、かえって新規参入の障壁となる可能性があること。現に、直近3年間においても複数の接続事業者が新たにIPoE接続を開始している。</p>	<p>左記の意見はPPPoEがIPoEに比べて様々な面で劣後していることを認めている証左です。</p> <p>また、接続料化はその優位な体制を維持できなくなると主張しているのがあって、本来PPPoEがIPoEに劣後しないことを条件に始めたサービスである大前提を大いに逸脱しており、早急に対処する必要があることをIPoE事業者自らが認めていることにほかなり</p>

<p>P.75</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網使用料化することで、GWRがVNE事業者の専有設備ではなくなるため、I Po E 接続に用いられる設備以外も含めた全体の設備投資の一部扱いとなり、I Po E 事業者ではなくNTT東日本・西日本判断での増設となる上、需要の想定を外れるような増設をタイムリーに行うことが困難になる。【I Po E 協議会】 ・VNE事業者の要望ベースの増設が可能であったことが、コロナ禍でも（I Po E 接続における）輻輳のない高品質な通信を確保したのであり、将来においても「VNE事業者の要望ベースの増設」が一般消費者のために必須。【I Po E 協議会】 ・利用中止費を網使用料化することで、下記のとおりI Po E 事業者間で不公平な負担を発生させるリスクがある。これらは、I Po E 事業者にとって予期せぬ負担増が発生し、第三者の行為により事業予見性が失われる可能性を有している。【I Po E 協議会】 	<p>ません。</p> <p>よって、法令の趣旨からも、その在り方からも早急に接続料化する必要性があり、従前から主張しているように、この状態が続くことはPPPoEの劣後を放置することに他ならないことから直ちに改善する必要性があります。</p>
<p>P.77</p> <p>ある機能の接続料に網使用料・網改造料のどちらを採用するかは、どの程度普遍的に利用されているかによって判断すべきであり、その点、現時点においては、I Po E 接続を行う事業者は9社存在しており、網使用料化するには十分な数と考えられる。他方、NTTが次世代ネットワークとしてIOWN構想を提唱しており、将来的には、I Po E 接続を行う事業</p>	<p>現状で網改造料として認められているのであれば、今後NGNの後継網としてNTTが発表したIOWN構想において構築される網やその後のネットワークにおいても同様の取扱いが認められることになる可能性を残します。</p> <p>早急に法令の趣旨に那样現状を是正しなければ法令の意味が無くなるのではないのでしょうか。</p>

<p>者が少なくなることも考えられる。その時点でそのような状況になっているかは不明だが、2025 年においても、そのときの状況をよく見て適切に判断する必要がある。</p>	
<p>P.77～78</p> <p>これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当である。</p>	<p>POIの増設を基準に「経過措置」とすべきかと判断するのでは、NTT東西殿その他の関係者によって工事の時期を任意に設定できるため適当ではないと思われます。むしろ期間を決めて接続料化するべきであり、必要であればそれまでに関係事業者がPOIの増設を行うことが利用者側からも求められる措置であると考えます。</p>
<p>P.79</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の増設基準においても多くの接続事業者において必要な帯域の確保が継続的になされており、帯域使用率が改善傾向にある状況や、これまで増設基準の見直し以外にも様々な取組みにより利便性の向上を図ってきたことを踏まえると、セッションベースからトラヒックベースへの変更を含めて、現時点において直ちに増設基準の見直しが必要な状況にはない。【NTT東日本・西日本】 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式の浸透など、近年は予測し難い大きな変化が起きており、インターネットトラヒックの動向についても不透明な状況。そうした状況において、増設基準については見直しのルールを固定的に定めておくのではなく、状況に応じ 	<p>本来、この手のデータは設備を管理しているNTT東西殿からもっと積極的に出されるべきものであって、ユーザやISPに求められて出す性質のものではないと考えます。</p> <p>最近になってISPもやっと出してくれる事業者が現れましたが、これまで事業者はNTT東西殿との関係悪化の懸念から、匿名であってもこの手のデータを出す事が出来ませんでした。インターネットが普通になった今日においてもこのような状況では、日本国内の通信が安定して提供できる状態が維持できなくなります。我々ISPも日本における通信の安定的な提供を目指したいと思いますので、NTT東西殿におかれても最大限協力頂けるようお願いしたいと思います。</p>

<p>て速やかに見直しの対応を行っていくことが肝要。【NTT東日本・西日本】</p> <p>P.79</p> <p>トラヒックレポートシステムによって、個別の網終端装置の状況はNTT東日本・西日本においても把握可能であるため、団体協議においても、輻輳が生じている個別の網終端装置のデータを示してもらえれば、具体的な協議が進むのではないかと考えている。【NTT東日本・西日本】</p> <p>P.80</p> <p>実際にどの程度トラヒックが混雑しているかを示すデータを見る必要がある。</p> <p>P.82</p> <p>「帯域使用率は改善傾向にある」とのNTT東日本・西日本の主張は実態にそぐわないとの指摘がされている。加えてJAIPAからは、あるISPにおいて実際に輻輳状態が発生したとするデータが示されている。</p> <p>以上を踏まえると、全体の平均としてみれば、帯域使用率は低下傾向にあるものの、個別の事業者・網終端装置のレベルで見れば、帯域使用率が高くなっているケースも存在しているものと認められる。</p>	
<p>P.83</p> <p>そうした問題が実際に生じているかについては、例えば以下のような状況を裏付けるデータ等が、JAIPAから本研究会に対して示されて初めて、議論・判断を行うことができる性質のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1セッション当たりのトラヒックが増 	<p>網終端装置の輻輳は、平均によって起こるものではなく、その時その時でのトラヒックが個々の装置の容量を超えたときに起こるものですので、総論的な平均グラフでは実態をつかむことができず、詳細かつ精緻なデータをもとに検証する必要があります。また、接続事業者は個々の装置の混雑状況をもとに増設の要望</p>

<p>加傾向にあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セッション数は増設基準を満たしていないにもかかわらず、トラヒックが逼迫・輻輳していること。 ・ I S P 側の帯域制御によって、トラヒックの逼迫・輻輳を回避していること。 ・ 上記のような状況が継続的・断続的に発生していること。 <p>今後、上記のようなデータが提出された場合には、本研究会において当該データに基づく検証を行った上で、必要であると認められれば、例えば、トラヒックが実際に逼迫・輻輳している個別の網終端装置に対して、必要な帯域の確保等により解消を図るための新たな対応について、N T T 東日本・西日本に対して速やかな検討を求めるといったことなど、対応の方向性について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、この検証を行うに際しては、N T T 東日本・西日本に対しても、トラヒックレポートシステムを通じて把握した網終端装置ごとの帯域使用率の推移を示すデータを、本研究会に提出することを求める必要がある。</p>	<p>を持っているため、増設基準自体についても、個々のトラヒック（輻輳の発生可能性）をもとに策定する必要があると考えます。</p> <p>p83 において、「以下のような状況を裏付けるデータ等が、JAIPA から本研究会に対して示されて初めて、議論・判断を行うことができる性質のものである。」との指摘がありましたが、あわせて「考え方<今後の検証>」にも言及されているところではありますが、例えば網終端装置ごとのトラヒックや輻輳の状況などは、NTT 東西殿が一元的にデータを保有しているため、NTT 東西殿が JAIPA の要請に基づいて個々の精緻なデータを検証できるよう、NTT 東西殿の協力を求めることが不可欠であることもご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>また、ISP 側で把握している輻輳の状況と NTT 東西殿の網終端装置における状況がピーク時に一致しない（NTT 東西側で山が低いデータが示される）例が直近で確認されたことから、NTT 東西殿の協力を得てこの違いが生じる原因について双方で分析を行うことも必要と考えます。</p> <p>残念ながら NTT 東西殿と ISP との接続約款に定める NDA 条項のため、現時点では ISP から JAIPA に対して網終端装置の輻輳状況について実データの提供が行えず、当協会から本研究会に対し実データをもとに状況の説明を行うことは困難ですが、個別の ISP から直接総務省殿に対し非公開のデータを提供できるよう検討・調整しており、それをもとに本研究会での議論につなげていただければと思ひます。</p> <p>なお、本来であれば、本来であれば、個別の ISP のデータは JAIPA 内でも共有できることが望ましく、NTT 東西殿に対しては、それを実現するための NDA 改定を要望します。</p>
--	---

	<p>そもそも NTT 東西殿から ISP に対して追加増設の提案がなされるような課題でありユーザの苦情に基づいて ISP が NTT 東西殿に対して増設を要求するような内容ではないと考えます。</p>
<p>第 7 章 加入光ファイバ等の提供遅延 P.92</p> <p>一部地域とはいえ、かなり深刻な遅延状態にあるということが明らかになったため、その状況が解消することを切に願う。利用者側への情報提供については、納得のいく説明が行われ、工事時期のめどが明らかになることが大前提。利用者がたらい回しにならないように、今回打ち出された様々な方策について、フォローアップを含め、見守っていきたい。</p>	<p>昨年発生した NTT 西日本のシステム障害に伴う加入光ファイバ等の提供遅延の問題は解消に向かって動いている状況と認識していますが、新たに工事前の現地調査に時間がかかるという問題が卸及びフレッツ光において生じてきています。</p> <p>当協会の会員に対して実施したアンケートでは、半数以上の事業者は光回線設置の現地調査が 1 か月以上かかり、更に実施までは 2 か月から 4 か月以上かかるものもあると回答しています。都道府県による差はあると思いますが、状況は極めて深刻であり引き続き早急な解決が求められると考えます。</p>
<p>P.92</p> <p>考え方</p> <p><提供遅延の状況・利用者への影響について></p> <p>NTT 東日本・西日本からの報告や接続事業者等へのヒアリングを通じ、接続約款に定められた標準対応期間を超過する提供遅延が加入光ファイバ、局内ダークファイバ及びコロケーションのいずれにおいても発生しており、さらにその状況は直近(令和3年度)においても継続していることが明らかになった。</p> <p>また、NTT 東日本エリア・NTT 西日本エリアを比較すると、令和3年に NTT 西日本で発生したシステムトラブル以前であっても、NTT 西日本エリアの方が、</p>	<p>趣旨に賛同します。「3. 考え方」にもある通り、固定ブロードバンドは国民の日常生活に必要なインフラであることから、例えば進学や就職、転居などで必要になったとき、申し込めばすぐに利用できることが重要です。</p> <p>総務省殿の指導の下、NTT 東西殿において適宜改善が行われる運用となることを希望します。また、NTT 西日本殿の障害で顧客不満が増大している現状に鑑み、利用者と接点を持つプロバイダが適切な対応を図れるよう、NTT 東西殿は遅延の現状や見通しを公表し、広く顧客・国民に広報すべきと考えます。</p>

<p>より遅延が発生している傾向にあることが明らかになった。</p> <p>さらに、この遅延に関して、提供遅延の発生自体のみならず、NTT東日本・西日本から接続事業者等への情報提供の不足が、利用者から接続事業者等へのクレームや問合せにつながっていることも明らかになった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、生活に必要不可欠なインフラとしての固定ブロードバンドの需要が増大する中、利用者へ与える影響を最小限のものとするため、NTT東日本・西日本のみならず、接続事業者等を含めた関係事業者間において協力・協調し、提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要である。</p>	
--	--